

住宅に係る市場環境の整備を  
行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成 22 年 4 月 7 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅に係る市場環境の整備を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅に係る市場環境の整備に関する事業

(2) 事業目的

本事業は、良質かつ低廉な住宅の安定的供給を推進するため、住宅・建築関係の民間事業者等が実施する合理的な住宅市場の条件整備や市街地住宅等供給の効率化に係る事業等に対して補助を行うことにより、住宅の生産、供給、管理等に係る市場環境整備を総合的に推進し、質の高い住宅ストックの効率的な形成することを目的とする。

(3) 事業内容

- ・住宅の低コスト化、高性能化、生産性向上のための合理化工法並びに消費者保護及び建築系廃棄物のリサイクル推進に係る技術の開発・普及に関する事業
- ・技術者の育成支援に関する事業
- ・資材の流通合理化支援に関する事業
- ・消費者に対する住情報提供に関する事業
- ・木造住宅生産の近代化に関する事業
- ・木造住宅生産の活性化に関する事業
- ・木造住宅生産の担い手の育成に関する事業
- ・市街地住宅等供給の効率化に係る担い手育成（専門家研修・コンサルタント派遣等）
- ・市街地住宅等供給の効率化に係る普及・啓発（説明会の開催等）
- ・市街地住宅等供給の効率化に係る調査研究、実験及び開発等
- ・モデル住宅の建設及びモデル的な住宅団地の整備

(4) 事業期間

事業期間は、以下を予定している。

平成 22 年 4 月後半 ～ 平成 23 年 3 月 31 日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)までの全てを満たす法人

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること
  - ・本事業の実施によって得た成果を広く一般に公開すること
- (2) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件
- ・ 1. (3)の事業内容の区分に応じて、提案事業を的確に遂行する能力を有すること
- (3) 守秘性に関する要件
- ・ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
- ・ 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成22年4月8日(木)10時00分～平成22年4月15日(木)18時00分

②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め(3)の担当まで事前連絡を行い、手交、電送、電子メールにより交付。

(2) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成22年4月16日(金)18時00分まで

②場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(内線39429) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール kuwahara-m235@mlit.go.jp

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送は電子メールの場合は1部を提出。

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Just System 一太郎 2004」

「Adobe Acrobat Reader4.0」以前の形式に限る。

- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

(3) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 藤原、栗原

電話 03-5253-8111(内線39429) ファクシミリ 03-5253-1629

電子メール kuwahara-m235@mlit.go.jp

### 4. 補助金交付候補者の選定方法

住宅市場基盤形成推進事業を行うものに対する補助事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

### 5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(3)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は提案書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。